

裁 決 書

審査請求人 ○○○○○○○○○○○○○○○○○
 ○○○○○

処 分 庁 水俣市長

審査請求人が令和８年７月２日に提起した処分庁水俣市長が行った令和８年５月１日付け令和８年度固定資産税納税通知書（以下、「本件賦課決定処分」という。）に対する審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事 案 の 概 要

- 1 審査請求人は、○○○○○○○○○○○○○○（登記地目山林、登記地積○○○○㎡）の土地（以下「本件土地」という。）を所有するものである。
- 2 審査請求人は、令和８年５月１日付け本件賦課決定処分にて本件土地のうち、登記地目山林（課税地目その他雑種地）○○○○㎡について、現況と異なることを確認した。
- 3 審査請求人は、処分庁（水俣市税務課）に対し、本件土地の評価についての文書で質問し、令和８年６月８日及び令和８年６月１５日に回答があった。
- 4 審査請求人は、令和８年７月２日、本件賦課決定処分について、本件土地の固定資産税の課税地目及び課税地積の訂正を求めて審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、本件土地の固定資産評価について、現況に即した課税地目及び課税地積への訂正を求め、以下のとおり主張している。

本件賦課決定処分では、「その他雑種地」〇〇〇〇㎡として課税されているが、「一般畑」〇〇〇㎡、「墓地・山神祠」〇〇㎡、「山林」〇〇〇㎡が現況に即した課税地目及び課税地積である。

(1) 「一般畑」 ○○○m²

平成27年～28年頃から畑として維持管理している。平成30年度から2回固定資産税の見直しがあったにもかかわらず「その他雑種地」〇〇〇〇㎡という課税区分を訂正されず、現況を適正に判断しているとは考えられない。

(2) 「山林」○○○m²

どのような現況認定に基づき課税地目「その他雑種地」の評価額を算定したのか明らかではない。

残余〇〇〇㎡は、当該地の形状を維持管理する目的に価するものであり、登記地目である山林を課税地目にも山林として援用すべきである。

理由

1 本件審査請求の趣旨について

本件診査請求は、審査請求書「1 審査請求に係る処分の内容」の記載から令和8年5月1付け本件賦課決定処分を審査対象としてなされたものである。

具体的には、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（登記地目山林、登記地積〇〇〇〇㎡）の本件土地のうち、登記地目山林（課税地目その他雑種地）〇〇〇〇㎡について、審査請求書中「３ 審査請求の趣旨」のとおり、「固定資産税の課税地目及び課税地積の訂正を求めます。」と記載され、「４ 審査請求の理由」には、審査請求人が主張する訂正すべき課税地目及び課税地積並びに評価額の異議等について記載されている。

審査請求の趣旨及び理由の記載内容にあるとおり、本件審査請求は本件土地の課税地目等に対するの不服があることは明らかである。

2 地目の変更に関する不服の取扱いについて

(1)「地目」に関する不服が「固定資産評価審査委員会に審査を申し出ることができる事項についての不服」に該当する場合は、地方税法（以下、「法」という。）第432条第3項の規定により、審査請求人の主張する不服を理由として本件賦課決定処分の審査請求することができないことになる。

(2)「地目」は、「価格」とは別の固定資産税台帳登録事項ではあるが、土地の価格決定の要素であり「価格」に影響を及ぼす。固定資産実務提要では、「地

目」は「価格」に対する不服につながることから、固定資産評価審査委員会の審査申出事項とすべきであるとされている。

また、1 のとおり審査請求人は、評価額の異議も述べており、本件「地目」に対する不服は、「価格」に対する不服を包含するものと評価できる。

(3) これらのことから、本審査請求は、固定資産課税台帳に登録された価格に対する不服に該当し、固定資産評価審査委員会に対して審査を申し出ることができる事項（法第432条第1項）であり、同条第3項「固定資産評価審査委員会に審査を申し出ることができる事項についての不服」に該当することから、審査請求人の主張する不服を理由として本件賦課決定処分 of 審査請求を行うことはできないと解する。

(4) また、審査請求の趣旨及び理由は、行政不服審査法第19条第2項第4号に規定されている審査請求書に記載しなければならない事項であり、審査請求が不適法であって補正できないことが明らかであることから、行政不服審査請求法第24条第2項に基づき、審理手続を経ないで却下裁決をすることができる。

結 論

以上のとおり、本件賦課決定処分に対する本件審査請求は、「固定資産評価審査委員会に審査を申し出ることができる事項についての不服」を理由とするものであることから、法第432条第3項の規定により不適法であり、審議を行うことができないため、行政不服審査法第24条第2項及び第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和8年8月4日

審 査 庁 水俣市長 高岡 利治

(教示)

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、水俣市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日か

ら起算して6か月以内に、水俣市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。